

# 社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会リフト付き車両貸出実施要綱

## 〔目的〕

第1条 この要綱は、邑南町内在住の高齢者及び障がいのある方に対し社会参加を促進し、在宅生活の質の向上を目指すためリフト付きの車両を貸出するものとする。

## 〔対象者〕

第2条 邑南町内在住の方であって次の各号に該当するものとする。

- (1) 65歳以上高齢者の属する世帯
- (2) 各種障がいに関する手帳を保持される方の属する世帯
- (3) 福祉活動を目的とした団体
- (4) その他、本会会長が適当と認めた者

## 〔貸出条件〕

第3条 (1) 利用者は、利用前日以前までに別紙申請書（別紙1）を提出し許可を得るものとする  
(2) 車両貸出に関する利用料は無料、走行に関する経費は自己負担、使用後燃料を補充して返却すること  
(3) 基本的に貸し出しは1日（午前8時から午後5時まで）とするが、複数日利用意向の場合は事務局と協議を行い対応する

## 〔報告〕

第4条 利用者は運転終了後、運転日報等を記入し本会会長に報告するものとする

## 〔注意事項〕

第5条 利用者は、常に交通法規を厳守し、違反行為のないよう努めるとともに次の各号を厳守しなければならない

- (1) 車両を第三者に貸出しないこと
- (2) 万一、交通事故が発生した場合は、直ちに事務局へ報告すること
- (3) 使用後は、清掃を必ず行うこと
- (4) その他使用にあたり、事務局の指示に従うこと

## 〔事故の補償〕

第6条 使用中の事故の補償については、貸出車両の加入契約をしている自動車保険の補償範囲内において行う。ただし、運転者の責に帰する事故についてはその限りではない。

2 加入保険の額の範囲を超えた補償が発生した場合、その額は利用者が負担する。

## 〔補則〕

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする

## 〔使用車両〕

第8条 島根580 ほ 5009 車いす移送車（軽自動車）  
保管は西部センター車庫

附則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。